

令和元年12月24日

○条例

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市水道給水条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 元 年 1 2 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

**小田原市条例第 2 7 号**

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成27年小田原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	-----------------------------------------

別表第2の1の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表の2の項中「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を加え、同表の5の項中「（平成17年法律第123号）」を削り、同項を同表の6の項とし、同表中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律
------	-----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 元 年 1 2 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市条例第 2 8 号**

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年小田原市条例第 1 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項、次条及び第 9 条第 2 項から第 4 項までに定めるもののほか、前項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

#### **附 則**

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

小田原市長 加藤 憲 一

## 小田原市条例第29号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第3号ア及びイ中「審査」の次に「（ウに該当するものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものの審査 1件につき、当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。） ア又はイの規定の例により計算した額

(イ) 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）であって、(ウ)に掲げるものに該当しないもの ア又はイの規定の例により計算した額

(ウ) 他の建築物であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することについてあらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下この項において同じ。）を行った住宅であるもの 次号ア又はイの規定の例により計算した額

第23条第1項第4号中「建築物エネルギー消費性能向上計画（」の次に「申請建築物が、」を加え、「（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）を行った住宅に係る」を「を行った住宅である」に改

め、同号ア及びイ中「審査」の次に「（ウに該当するものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものの審査 1件につき、当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 申請建築物 ア又はイの規定の例により計算した額

(イ) 他の建築物であって、(ウ)に掲げるものに該当しないもの 前号ア又はイの規定の例により計算した額

(ウ) 他の建築物であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することについてあらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅であるもの ア又はイの規定の例により計算した額

第23条第1項第5号ア及びイ中「の審査」の次に「（ウに該当するものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものの審査 1件につき、当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 申請建築物 ア又はイの規定の例により計算した額

(イ) 当該申請に係る変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物 ア又はイの規定の例により計算した額

(ウ) 当該申請に係る変更により新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載される建築物であって、(エ)に掲げるものに該当しないもの 第3号ア又はイの規定の例により計算した額

(エ) 当該申請に係る変更により新たに建築物エネルギー消費性能向上計画に記載される建築物であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することについてあらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅であるもの 前号ア又はイの規定の例により計算した額

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市条例第30号

小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「臨時従業員」を「従業員」に改める。

第1条中「。以下「地公労法」という。」を削り、「臨時従業員」を「従業員」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出し中「種類」を「種類等」に改め、同条第1項を次のように改める。

従業員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とし、その給与の種類は、給料及び手当とする。

第3条第2項中「基本賃金」を「給料」に改め、同条第3項中「一時手当、」を「期末手当及び」に改め、「及び退職手当」を削り、同条を第2条とする。

第4条の見出しを「（給料）」に改め、同条中「基本賃金は、日額」を「給料は、日額によるもの」に、「臨時従業員」を「従業員」に、「基本賃金に」を「給料に」に、「賃金の」を「給与の」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「臨時従業員」を「従業員」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「臨時従業員」を「従業員」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「臨時従業員」を「従業員」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「臨時従業員」を「従業員」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「（期末手当）」に改め、同条中「臨時従業員登録簿に登録されている者」を「在職する従業員」に、「一時手当」を「期末手当」に改め、同条に次の1

項を加える。

2 前項の規定は、65歳に達する日以後における最初の3月31日をもって従業員を退職し、特に希望することにより再び採用された従業員には、適用しない。

第9条を第8条とする。

第10条中「臨時従業員」を「従業員」に改め、同条を第9条とする。

第11条を削る。

第12条中「臨時従業員」を「従業員」に、「基本賃金」を「給料」に改め、同条を第10条とする。

第13条を削り、第14条を第11条とする。

## **附 則**

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市条例第31号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第112条第1項」を「第112条第2項」に改める。

第20条第3項中「3階を長屋の用途に供する建築物」の次に「（階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの（政令第110条の5の技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）を除く。）」を加え、同項ただし書中「政令第136条の2の技術的基準に適合する」を「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イに掲げる構造方法を用いる」に改める。

第28条第2号中「第112条第14項」を「第112条第18項」に改める。

第42条第3項中「供する建築物」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市条例第32号

小田原市水道給水条例の一部を改正する条例

小田原市水道給水条例（平成2年小田原市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき10,000円

第28条第2項中「、第2号及び第4号」を「から第3号まで及び第5号」に改め、同条第3項及び第5項中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改める。

第33条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第34号

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成28年小田原市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別表第2の5の項」を「別表第2の6の項」に改め、同条第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」を「障害者総合支援法」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「別表第2の4の項」を「別表第2の5の項」に改め、同条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

**第9条** 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護に係る要保護者又は生活に困窮する外国人に対する生活保護に係る被保護者であった者（以下この条において「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報
  - ア 道府県民税又は市町村民税に関する情報
  - イ 生活保護実施関係情報、生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報
  - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
  - エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2

- 号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報
- ク 児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- ケ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
- コ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- サ 児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号アからサまでに掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号アからサまでに掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号アからサまでに掲げる情報
- (5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号アからサまでに掲げる情報
- (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の

徴収を含む。)に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号アからサまでに掲げる情報

第6条を第7条とする。

第5条第1号イ中「(昭和25年法律第144号)」を削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

**第5条** 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (9) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 元 年 1 2 月 2 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市規則第 3 5 号**

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 1 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

#### **附 則**

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。



小田原市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第36号

小田原市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則

小田原市建築確認等取扱規則（昭和60年小田原市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2号ウを次のように改める。

ウ 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第193号）第1第1項第2号ロ(2)に掲げる基準に適合していること。

第13条の2第3号中「、政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)」を「前号ウ」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。